

酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生 -かつら用の製品を頭髪に使ってはいけません-

寄せられた事故情報

美容所で毛染め施術を受けた際、頭髪用ではない「**かつら用ヘナ製品**」が使用され、含まれていた**酸化染料**が原因で**アナフィラキシーショック**を発症し、救急搬送されたケースがあります。

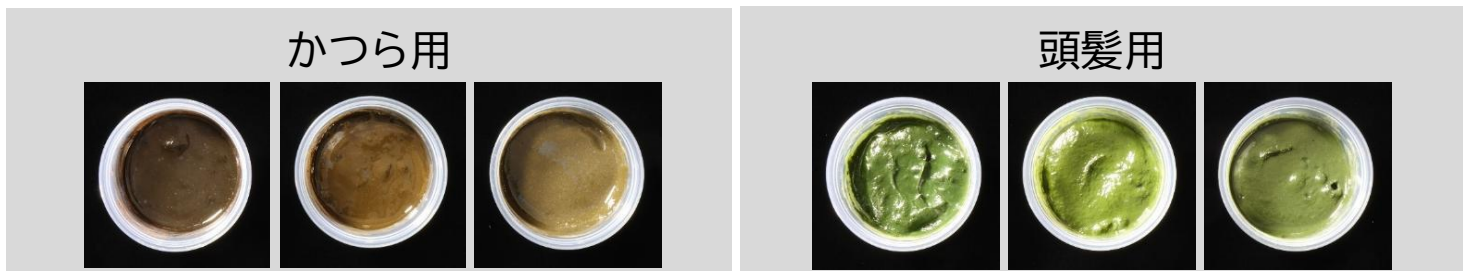


ヘナ製品の概要

- ヘアカラーリング製品には、**染毛剤**(医薬部外品)と**染毛料**(化粧品)がある
- 染毛剤にはアレルギーを起こしやすい**酸化染料**(パラフェニレンジアミン等)が広く使用される
- 代替として植物由来の「**ヘナ**」を配合した**染毛料**(化粧品)も市販されている
- 一方、**かつら用**等として販売され、人体への使用を前提としない雑貨扱いの製品も存在する

テスト結果

インターネット上で販売されているヘナ製品6銘柄を調査






かつら用として販売されていた3銘柄すべてに**酸化染料**が含まれていた

かつら用の中には、用途の**表示がない**銘柄や、検出された**酸化染料の表示がない**銘柄があった

かつら用3銘柄すべてに、人の頭髪に使用できると**受け取れる広告**がみられた

消費者へのアドバイス

-  1. かつら用のヘナ製品は**絶対に頭髪に使用しないでください**
-  2. 美容所や理容所で施術を受ける際は、使用される製品が**頭髪用**であることを必ず確認しましょう
-  3. 酸化染料等にアレルギーの経験がある方は、**パッチテスト**を行う前に**医師**へ相談しましょう

独立行政法人
国民生活センター

